

国民健康保険からのお知らせ

▶ 問い合わせ 国民健康保険グループ (☎ 05 1771)

次の事由が生じた日から14日以内に届け出ることが法律で定められていますので、忘れずに手続きしてください

全ての手続きで持参が必要なもの (共通)

印鑑 (朱肉を使うもの)、マイナンバーカードもしくはマイナンバーが確認できる書類と運転免許証などの身分証明書 (顔写真付きの証明書がない場合は、氏名を確認できるものを2種類)
 ※住民票が同一世帯以外の方が手続きする場合、委任状のほか、委任者と受任者の身分証明書 (顔写真付きの証明書がない場合は、氏名を確認できるものを2種類)が必要です。



表中の『手続きの種類』に応じた『持ち物』

	手続きの種類	持ち物
国民健康保険に入るとき	他の市町村から転入してきた	前年の所得がわかるもの (源泉徴収票など)
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書 (健康保険離脱証明書または資格喪失証明書) ※建設国民健康保険をやめた場合は、退職証明書または離職票も必要です。
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	被扶養者から外れた証明書 (健康保険離脱証明書または資格喪失証明書)
	子どもが生まれた (+ 出産育児一時金の支給申請手続き)	母子健康手帳、世帯主名義の預貯金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収・明細書 ※出産費用が40万4千円 (産科医療補償制度加入医療機関での出産は42万円) 以上の場合は、『全ての手続きに必要なもの (共通)』のみを持参ください。
	生活保護を受けなくなった	生活保護廃止決定通知書または生活保護停止決定通知書
	外国籍の方が加入する	在留カードまたは特別永住者証明書 (切り替え手続き前の方は外国人登録証明書)、パスポート、上陸許可証印、指定書
やめるとき	他の市町村に転出する	被保険者証
	職場の健康保険に加入した	
	家族が加入する健康保険の被扶養者になった	国民健康保険被保険者証と職場から受け取った新しい被保険者証
	国民健康保険の被保険者が死亡した	被保険者証、喪主または施主名義の預貯金通帳、葬儀を行ったと分かるもの (会葬礼状、領収書など)
	生活保護を受けるようになった	被保険者証、生活保護開始決定通知書
その他	市内で住所が変わった	
	世帯を分けた、世帯を一緒にした	被保険者証
	世帯主や氏名が変わった	
	就学のため住所が変わった	被保険者証、在学証明書または学生証・合格通知書など
	学生用被保険者証をお持ちの方が、卒業・退学し、引き続き市外に住む	学生用被保険者証、在学期間がわかる証明書もしくは退学証明書
	学生用被保険者証をお持ちの方が、卒業・退学し、社会保険に加入した	学生用被保険者証、職場から受け取った新しい被保険者証
	学生用被保険者証をお持ちの方が、卒業・退学し、登別市に再転入した	学生用被保険者証
	被保険者証をなくした、汚れて使えなくなった	『全ての手続きで持参が必要なもの (共通)』のみ
	施設に入所するため他の市町村に転出し、施設に住所を定めた	被保険者証、施設の入所証明書
介護保険が適用除外となる施設に入所する40歳から64歳までの方	施設の入所証明書	

- ※国民健康保険をやめるときは、郵送での手続きも可能です。
- ※国民健康保険への加入は、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼり、その分の保険税も支払わなければなりません。手続きが遅れると、届出日までの医療機関受診について保険が適用されないことがありますので、速やかに手続きしてください。
- ※健康保険によっては、2カ月以上継続加入していた場合、退職後も継続して加入することができます。継続した場合の保険料と国民健康保険税の金額が異なることがありますので、金額を比較した上で加入することをお勧めします。
- ※勤務先の倒産や解雇などでやむを得ず離職した方で、雇用保険を受給する方は、国民健康保険税が軽減される場合がありますので、雇用保険受給資格者証を持参の上、ご相談ください。